

平成23年6月21日

厚生労働大臣

細川律夫様

東京都市区長会会長 北川 穰 一

基礎自治体間の災害時支援に係る財政措置と法制化について

東日本大震災は、かつてない広域的かつ複合的な災害であり、迅速できめ細かな被災者救助、継続的な支援による自治体機能の回復など、まちの復興に向けて従来からの国や県による垂直型の支援だけでなく、基礎自治体間の横のつながりによる水平型の支援が求められています。

現在、多くの基礎自治体が自治体間で災害時における相互援助協定を結び、今回の震災でも被災自治体と協定を結んでいる自治体がいち早く被災地のニーズをふまえた支援の行動を起こしました。こうした取組みは、「災害対策基本法」において基礎自治体の責務とともに自治体間の相互協力の努力義務を規定していることとも合致した、法の要請に即した取組みであります。

しかし、こうした取組みは、被災者保護を目的に制定された「災害救助法」においては十分に反映されておられません。「災害救助法」は、都道府県知事が国の法定受託事務として救助を行い、市区町村長の役割はあくまで補助的な役割に限定されており、市区町村長の責務が明記されておられません。また、自治体間の相互協力、連携については、全く規定されていないなど、「垂直型」の救助に止まっています。自治体による支援については、知事からの要請に基づく支援のみが費用負担の対象となり、自治体連携による水平的な支援は費用負担の対象になっていません。

すなわち、「災害対策基本法」においては、災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助を規定し、具体的なことは他の法令や予算に委ねているにも

かかわらず、「災害救助法」にはこうした自治体連携による水平型の支援に対して適切な財政措置が講じられておりません。今回の震災においては、厚生労働省から災害救助法の弾力運用等の通知がされておりますが、急場の対応だけでなく、改めて仕組みとして整備することが必要です。

そこで、東京都市区長会は、基礎自治体が直接被災自治体からの要請を受けた場合に、主体的に支援ができるようにするとの観点から、下記について要望いたします。

記

- 1 「災害救助法」に次の規定を設けること。
 - (1) 市区町村長の自治事務として被災者の救助を行うことができること
 - (2) 基礎自治体間が連携協力して被災者の救助を行うことができること
(避難所の開設、仮設住宅の整備、支援物資の調達、職員の派遣など)
 - (3) これらの救助について国が財政支援すること

- 2 現行規定のもとで災害時に基礎自治体が緊急的に被災者救助を行った場合、又は自治体間で連携協力して被災者救助を行った場合にも、予算上、国が適切な補助を行うこと。

具体的には、新たな事業実施要綱及び補助金交付要綱を制定し、必要な予算を措置すること。